



# 無惨な日本の林家 林業は滅びる 林業政策への提言

谷口忠武  
京都市右京区太秦安井北御所町 6-1  
TEL & FAX 075-841-1126  
携帯 090-9044-0126  
[www.taniguchi-lo.jp](http://www.taniguchi-lo.jp)

# 無惨な日本の林家

---

令和2年8月起稿

## 序

私は、50年前に京都で弁護士になった。それから間もなくして、知人に勧められ、花脊の地で、5年生くらいの杉の植林がしてある山林を購入した。以来、山林の魅力に取りつかれ、50年間山林・林業とつきあい続けている。今では弁護士業はほぼ卒業だが、林業関係では、山林所有者、花脊造林組合長、木材市場代表取締役として現役だ。

最初の頃は、何もわからないでいたが、林業は、景気の良い様子で、林家も勢い良く立ち働いていた。その後、林業は、急激に衰えを見せ始めた。気がついた時には、周りの林家が、どんどん林業から撤退しだした。私の山の手入れをしてくれる地元のおじいさんたちも次々に死んでしまい、林業を継ぐ者は無くなり、新しく植林をする手立ても無くなっていった。事態はどんどん悪くなるのに、国は何ら有効な対策を取らない。あるいは取れないでいる。

平成14年頃、NHKの朝ドラ「ほんまもん」の中で、奈良県吉野で林業をしている主人公の父親が、木材価格の停滞と林業の衰退を嘆くのを聞いた時、急にいたたまれなくなり、「林業は滅びる」と題する1文を書いてできる範囲に配布し、国の対策を期待した。林家がどんどんなくなっていく。林家のない林業などあり得ない。何とかしないと林業は滅びる。残された時間はわずかだと叫んだ。しかし、その後、林家の消滅は行き着くところまで行ってしまった。

国は、補助金制度をこね回し、林家を釣ろうとした。しかし、山林所

有者や山林労働者が林業を行うことによって生計を営めるようにする対策は行わなかった。業として成り立たない林業が生き残るわけではない。林業は滅びた。

そもそも国は、森林・林業の価値を経済一辺倒の現時点における交換価値で評価して林政を考えているが、このことが本質的に誤っていた。その上に、これまで、日本の自然を守り続けてきた全国の小中規模林家に対する尊敬と愛情を忘れ去ってしまっている。

森林と林業は、日本の自然環境を守り、国土を保全しているのだ。現時点の木材の交換価値で図れるようなものではない。

50年前頃は、林業は儲かっており、山持ちといえば、金持ちの代名詞のようだった。今では、どうしようもない存在だ。山林は、いつの間にか金融機関の担保にも取ってもらえなくなっている。

戦後、国は、山林所有者の夢をあおって、大量の植林をさせた。昭和35年頃をピークとして日本中に植えられた人工林は森林の40%弱（国土全体の30%弱）までなってしまった。ピーク時の植林は11齢級にもなる。（1齢級は5年）一生涯をかけて取り組んだ成果が、金銭的には全く報われない。二階に上げてはしごを下ろしたのは、国の林政の貧困だと恨みたくなるだろう。

私が相続対策でアドバイスした林家の主人（故人）は、「一生涯を林業に捧げて努力してきたが何ら報われるところもなかった。」と嘆いていた。当地では、規模の大きな山林所有者である。林業が正常な展開をしていたら、こんな惨めな思いをすることはなかったはずだ。

本稿は、「森林経営管理制度に関する法律上のリスクとその対策」のテーマで、兵庫県下で行われる研修において、法律家として講師をして

ほしいと頼まれたことをきっかけに書いてみたくなったものである。現時点の林業・林家の悲しみ、絶望、中小林家をどんどん切り捨てていこうとし続ける国の林政に対する怒りに任せて、愚痴を書き連ねる結果になってしまった。

森林経営管理法については、初めから疑問を感じていた。講演に備えて法を読み進めてみて、改めて疑問が噴出する。よくもまあ、こんな法律が、国会で通ったものだと思う。実質的には、尾羽打ち枯らした林家から補償なしに山林を取り上げようとする内容である。酷い。

短視眼的経済一辺倒に毒された政治家は、国会でもろくな議論もしなかったであろう。森林経営管理法には全面的に失望している。全国の森林の大部分を所有する森林所有者である中小の林家にとって良いことは何も定めていない内容だ。

それでも、私の森林・林業への愛情は、消えていない。なんとか林家の林業が成り立つ国策が講じられ、林家の復活する未来を希求している。早く国が、本当に必要な林業施策に気がつき、取り組んでほしいと思っているのである。

国有林は、民間の山林所有者に先駆けて破綻し、一般会計に切り替え、必要なだけの予算を税金で賄い、国有林野の経営管理を続けている。その後、あまり国有林経営についての採算についての話は聞かない。公益的機能についての説明は聞くが、林業部門についてのみを切り離して計算すると大赤字であろうと推測している。国は、国有林の管理保全をするには、林業収入だけでは成り立たないことを十分理解しているはずだ。国有林に国がつぎ込んでいる金は、林業収入を遥かに超えているであろう。その超えた分の説明は、水源涵養、二酸化炭素の吸収などの公益的機能の維持発展のコストと、説明するだろう。

国有林について、林業を継続し自然環境を守り続けるのに必要な資金が、現時点の林業収入を大きく上回ることは、国が一番よく知っているはずである。

日本の森林は、その大部分を民間の森林所有者がカバーしている。水源涵養機能、二酸化炭素吸収機能をはじめとする多目的機能も民間森林所有者が果たしているのである。

国は、国有林についてのみ、公益的機能の金を支出し、林家の行っているそれについてはただ取りをしている。木材の価格が国際価格で儲からないとしても、公益的機能の維持発展に正当な支払いがなされれば、林家の生計も成り立つのではなかろうか。そうすれば、林家の復活も夢ではないかもしれない。

森林環境税は、林業を、生計を立てるための業として成り立つように改善し、林家を復活させるために使うべきだと思う。マンパワーがなければ、どんな制度を作っても成功しない。経済的に成り立たない仕事に、安定的なマンパワーが集まるわけがない。林業関連のマンパワーの給源である林家の復活を図るべきで、中小林家を切り捨てるような政策は、絶対的に誤っていると確信している。

日本の森林・林業を健全に保ち、国土を保全するために、健全な林業が発展することが不可欠だ。国はこのことを解決する施策に取り組むべきだ。今一番大きな問題は、林業関係のマンパワーの圧倒的な不足である。これは当たり前のことだ。林業関連のマンパワーの給源である林家が消滅したからです。林業労働力を充足させるためにも林家の復活策を講じるのが急務です。

もう一つ、林家を復活させたい理由があります。林家は、代々に亘っ

て、自分の山を先祖から預かった山として愛情を込めて育ててきました。他人の山を、サラリーマンとして育てる森林組合などの営みとは、次元的に異なったものがあります。国土は、国民が愛情を持って育みたいものです。

林家を補助金で釣るだけではもはや林家は復活しません。補助金は、植林をし、それを育てるためには役立ちますが、当座の生活をするためには役立ちません。材木が商品になるまでには何十年もかかります。その間をつなぐ蓄積は、すでに失われ、残ったものは、原価に満たない状況になってしまっているのです。

### 戦後、森林経営管理法制定に至るまでの 日本林業のたどった経緯

戦後、木材需要の旺盛な中、林業は、好況な産業であった。当時、木材輸入は認められていなかったことと、山林の蓄積が少なくなってしまうことから、木材価格は高騰するとともに、山林は、伐採跡地ばかりが増加する結果になった。この対策として、一斉人工林の植林を推奨した。昭和35年前後の膨大な植林である。当時の好調な木材価格を背景として、林家は、おおきな夢と希望を抱いて、植林し続けたことが推測される。

政府は、時を同じくして、国産材の高騰対策として外材輸入の自由化を始め、数年内に、無関税で、100%の自由化をしてしまった。関税等国内産業の保護策は一切講じていない。その必要も感じていなかったのであろう。政府は、当初、国内の蓄積が充実するまでの間庇を貸す程度のもつりであったのであろうが、今日を見ると母屋まで取られてしまっているのである。政府は、今日に至るまで、有効な政策を講じずにいる。

曰く、「木材価格は、国際価格だから仕方ない。」

木材輸入解禁後20年間ぐらいは内地材の需要も価格も採算の取れるような状態にあり、日本の林業を支える林家も存在していた。しかし、この間に社会状況の変化とともに、内地材の需要は、安価な外材に駆逐され、内地材価格は暴落し、ついには、林業自体が全く成り立たない産業になってしまった。

バブル期には、国民の林業に対する関心は全く失われていたが、その頃、地球温暖化対策の国際的約束となった、CO<sub>2</sub>対策問題が浮上し、この面から、俄然全国の間伐遅れが問題として浮上した。間伐対策だけは、盛んに補助金を充実させたが、残念ながら、林家が林業で生活できるように工夫する対策は考えられなかった。日本のCO<sub>2</sub>対策は、森林の吸収に大きく依存することになっているのだが、その前提として、森林の健全性が確保されることが条件であった、全国に広がった間伐遅れは、致命的な状況にあったからである。

国の育林の指針は、長い間優良大径木施業であり、いよいよ植林が40年生前後に至った頃には、盛んに「国産材時代の到来」との標語を踊らせ、林家の意欲をつなぎ止めようとしていた。しかしながら、生計の手段として成り立たない状況はいよいよ高進し、林家は、次々に廃業してしまい、山林は放置されざるを得なくなってしまう。国は、林業が成り立つための有効な対策は、何も行わなかった。（造林補助金は、生計を立てるための施策にはならない状況である。）

その結果、林業を支える林家が消滅し、マンパワーがなくなり林業は滅びた状況にいたっている。

平成23年頃、国は、新しい林政として、森林経営計画制度を打ち出し

た。放置山林は増えるばかりであり、この対策を考えたものと思われる。それまでは、間伐補助金は、35年生ままでしか支給されない制度であった。そのころ、ほとんどの植林は、35年生を過ぎようとしており、当時の35年生ままでの間伐補助金では、機能しなくなるのに、放置山林が増え間伐の必要性はさらに増えた。そこで60年生（京都府では杉80年生、檜90年生）まで補助年限を延長した。同時に国は、この補助制度の枠組みに間伐面積5ヘクタール以上という条件を付け事業の大規模化を図ったがこれは小規模山林所有者を切り捨てるものであった。70年生80年生の植林の伐採が間伐という概念に含まれるとは思えないのだが、間伐遅れの山林問題の対策としては、やむを得なかったのであろう。国が考えた林業対策は、このとき、優良大径木施業を捨て、植林保育の経費を節約し、施業の大規模化と、大型林業機械の導入により伐採経費を節減することで林業の採算性をあげることに駆け込んだ。

大規模化、効率化のために、優良大径木施業を諦め、小規模な個々の林家を切り捨てる政策に踏み切ったのである。

以後今日に至り、今度は、森林経営管理法の登場となった。

森林経営計画制度では、森林所有者を間伐に駆り立てることができなかつたのである。

私は、京都市花脊地区において、森林経営計画制度による搬出間伐の有利性を説き、いくつかの所有者共有による森林経営計画を立て、これに小規模林家を誘おうとしたが、林業に絶望して離れてしまった山林所有者の関心と呼ぶことはできなかった。

森林経営計画制度では、施業の大型化を進めるために、林業に関心を失った山林所有者や、大規模施業に協力しない山林所有者を取り込むことが必要であった。この点を解決する策として登場したのが森林経営管

理法だと読み取れる。

山林所有者に経営管理を義務づけるとともに、市町村に経営管理できない所有者の森林を管理させようとの制度である。

## 現在の林業採算性の分析

すべての出発点は、林業が産業として成り立たなくなってしまったことです。国民の林業に対する関心が無くなってしまった現在では、なかなか理解できないと思われるので、数字的にその内容を分析して説明したいと思います。

私が50年ほど前に読んだ本では、確か林業の採算性は、年率にして4乃至6%と書いてあったと記憶します。

林家消滅の原因は、材価の急激な下落と林業の採算性の消滅です。例えば、昭和35年に標準的な林地1ヘクタールに杉3,000本を植林して、その後盛んに推奨されていた優良大径木施業基準に倣って保育間伐を行ったと仮定します。植林保育10年間の原価を1本あたり700円と仮定すると、林家の初期投資は、210万円になります。

その後、定期的に枝打ち・間伐を繰り返して60年生となる今年皆伐したとします。間伐後の本数は約1,000本になっています。60年生の杉の1本あたりの材積は約1立米程度でしょう。1,000本で1,000立米になります。

これを皆伐して木材市場で販売します。伐採、造材、運搬の経費として最低@立米8,000円ほどかかります。

最近の市場の相場は、コロナ禍で暴落していますが、その前の比較的良い時期の金額を見ても、@立米13,000円いけば上出来です。仮に

1,000 立米を@ 13,000 円で売れたとすると、1,300 万円です。市場の手数料（8%）とハイ積料（@立米 800 円）を差し引くと、手取りは、1,140 万円になります。

素材業者がこの山林を立木@立米 1,500 円で買い取るとすると（近年は@立米 1,000 乃至 2,000 円が相場）、代金は、150 万円になります。この場合、素材業者の素利益は、190 万円になります。この例でいうと、林家は初期投資額と比べてもマイナスの結果になります。最近の林業白書でも、この結果が肯定されています。

仮に 50 年ほど前に想定されていた年率 4% で 60 年育てたとすると、初期投資額が 22 倍ぐらいになって返ってくることになります。計算すると、4,620 万円です。驚くほどの落ち込みようです。しかしこの数字は異常ではありません。40 年ほど前の原木価格と当時の人件費に置き換えて計算しなおすと、そこそこの金額になるからです。

この例からもわかるように、林業は、現在では、採算を云々できるような代物ではありません。旧林家の子孫は先祖が蓄積して残してくれた山林を只のような価格でたたき売っています。それがすんだら林業とは離れて、所有森林は、全くのお荷物に過ぎません。

## 森林経営管理法の概要

森林経営管理法は、第 1 章総則、第 2 章市町村への経営管理権の集積、第 3 章市町村による森林の経営管理、第 4 章民間事業者への経営管理実施権の配分、第 5 章雑則の 5 章に分けて主な内容を定めています。

第 1 章では、森林所有者に適正管理を義務づけるとともに、市町村が

森林経営管理集積計画を定め自らと再委託する民間事業者による経営管理を行うことにより、森林の機能保全を行おうとすることを宣言しています。

第2章第1節では、経営管理集積計画の内容を定めている。特に、計画の対象山林ごとに権利者全員の同意が前提となっていること、権利者に支払われる金銭の計算方法及び支払いの時期並びに伐採後の再生林及び保育が義務づけられていることを注目しなければならない。

第2節では、所有者が委託要請に応じない場合や、共有者の一部の所在が不明な場合の同意の特例を創設している。ここで定められている事項は、大いに疑問がある。憲法で定める財産権の保障の規定に抵触する恐れが強いと思われるからである。以前2分の1以下の共有持分権者の共有物分割請求を禁止する森林法の条項が、最高裁判所で憲法違反と判断され、法改正が行われたことがある。特例は、知事の裁定というテクニックを持ち込んで個人の財産権を侵害している。本来、同意、不同意が自由な事項に関して、知事の裁定により同意が擬制されるとの理屈は納得しがたい。何の補償もしないというのであるから、憲法違反の規定と言いたい。

### 第3章 市町村による森林の経営管理

市町村は、所有者の委託を受けて経営管理業務を行うものであるが、所要経費の負担を誰がするのが明確でない。制度的に、不採算事業であるはずだが、精算をどうするのかははっきりしない。

### 第4章 民間事業者への経営管理実施権の配分

実施権の配分とは、再委託である。そこで発生した損害等については委託をした市町村が実施及び発生した損害の弁償をしなければならない

と思われるが、想定されているのか疑問である。

## 市町村の経営管理制度に対する疑問点

### 不採算山林の市町村施業

#### 疑問点

- ・費用の負担者は誰か？ 市町村は業務の委託を受けるのだからその費用は、委託者である山林所有者と考えて良いか？ それとも市町村が負担するのか？ 民間事業者に再委託するまでの費用についても同様か？
- ・もし市町村が費用を負担するとき、委託期間満了時の成果は山林所有者に無償で帰属するのか？ 途中で民間事業者に再委託する場合も同様か？
- ・施業種は、林地の状況によって決められるのか？

例えば、地味、地利の良い場所の植林が放置され、間伐しても、もはや成林の見込みがなくなってしまう山林の委託申請があったとして考える。

山林の状況からすると、皆伐して再造林することが一番適切な処理と考えられる。皆伐しても一部をチップに搬出する程度しかなく、伐採にかかる費用は、大赤字である。経営管理の存続期間を30年とすると、市町村は、再造林後30年間保育して、所有者に引き渡すことになる。なお、この時点で伐採しても、赤字事業であることは明白であるから、市町村は、何の収益も得ることはできない。もし、この事業が市町村負担で行われるとするなら、30年後に所有者は、30年間整備された植林を無償で受け取ることができることになる。こんな不思議なことを法が決めしているのであろうか。

このような事業を市町村の負担で行うことがあり得ようか？ また、山林を放置していた山林所有者が、経費負担をすることなど事実上不可能であり、考えようもない。

なお、森林経営管理法は山林所有者に適切な経営管理を義務付け、それのできないものについては、市町村が受託する制度として構成されている。所有者が申し込めば、市町村には受託する義務はあると考えるべきだと考える。

市町村が再委託に出す山林については、森林所有者の負担により受託作業が行われることになっている。再委託の場合が所有者負担であることは、法文上も明確である。市町村が受託事業を直接行う場合のみ所有者負担が発生しないと解釈することは困難である。

### 民間事業者への経営管理実施権の配分

法は民間事業者が、喜んで受託するものと考えているように読み取れる。国は林業の現場の実情に盲目でありすぎると思われてならない。

民間事業者が喜んで受託するためには、その事業により利益が見込めることが絶対の条件である。

民間事業者は、受託した事業の収益（造林補助金を含む。）のみでまかなうこととなっている。

受託対象の事業にもいろいろなものがあるが、事業当初に収益のある事業として考えられるのは、成熟した植林の皆伐事業である。しかし、銘木と言われる域に達した山林が委託されることは考えられない。最も有利な委託ケースを想定しても70年生程度の植林だと思う。

ある程度管理された70年生1ヘクタールの植林の皆伐を想定する。私の想定では、この程度の山林の委託が最も条件の良い委託であると推測する。これより条件の良い山林が、市町村に委託されることが想定できない。これについて検討してみよう。

法がこの事業で求める作業は皆伐して、販売し、その後再造林し、15乃至20年保育し成林させることにある。国は、金銭負担をすと言っていない。造林補助金を得られることも保証していない。受託した民間事業者は、皆伐で得たお金ですべて賄わなければならない。

杉の植林を想定した場合、材積1,000立米、平均単価@立米15,000円、伐採、販売経費@9,000円程度である。その時点における粗利は、600万円になる。この時点の民間事業者の利益を粗利の一割としてこれを差し引くと残る金銭は、540万円である。

1ヘクタールの林地に、3,000本の杉を植林して、15年間保育し、その間の民間事業者の報酬も差し引いて計算すると、おそらく540万円では不足する可能性が高い。即ち、委託者である山林所有者には1銭の支払いもないことになる公算が強い。民間事業者への最も条件の良い委託ケースを検討してもこの程度である。受託希望者が多いとは想定できない。受託した民間事業者は、おそらく15年の保育間伐を資金的にできないであろう。十分に行えなかった時には、受託者である市町村が、その責任を持たなければならないとすると、可能であろうか。

当座の収益のないその他のケースに民間事業者の応募があるわけがない。

現時点における木材価格を前提に検討するとき、果たして、再委託を受け、やりきる民間事業者があるのだろうか？ 疑問である。

私は、このスキームは、国が、現場の実情を理解することなしに、机の上だけで立てているような気がしてならない。

## 森林経営管理法と憲法 29 条（財産権の保障）

森林経営管理法は、第 2 章第 2 節に所有者の同意を大前提とする経営管理集積計画作成手続きの特例を定め、不明森林共有者について、不明者の同意を擬制したり、計画不同意森林所有者の不同意について、知事の裁定という手続きを定めて、不同意森林所有者の同意を擬制したりする。これらの規定は、財産権の保障を定めた憲法 29 条に照らし、甚だ疑問がある。

林野庁所管の森林法については、過去に、持ち分 2 分の 1 以下の共有者の共有分割請求を禁止した規定について、最高裁判所の違憲立法審査権により、憲法違反と判断された前科がある。山林の共有分割を禁止することに合理的根拠がないと判定されたものである。

森林経営管理法は所有者の同意（委託）を大前提として組み立てられているものである。しかも、何の補償も定めていない。林野庁は、森林経営管理法は、所有者の財産権を奪うものではないと強弁するかもしれない。しかし、植林が皆伐され、所有者になんの所得も得られない見込みの下に、そんな強弁が許されるとは思えない。

特例の規定ぶりは、最高裁判所の過去の違憲判決を意識して、随分ごちゃごちゃした規定ぶりをしている。知事の裁定という概念自体よく理解できないが、果たして、知事が、憲法違反と言われる危険を冒して、このような裁定をすることがあるだろうか？甚だ疑問である。

裁定によって、所有者の同意を得ないまま、民間事業者が、皆伐作業を

行い、材木を売却した後、不明だった所有者が出てきて異議を述べた場合はどうなるのであろうか？ 非常に難しい問題である。少なくとも裁定につき、憲法違反の疑いを持つ私は、不動産侵奪ないし森林窃盗の構成要件に該当しないとはよう言わない。果たして、こんな森林の経営管理実施権を受託する民間事業者がいるのであろうか？甚だ疑問である。おそらくこの規定が発動されることはないのではなかろうか？

### 不明所有者の探索方法

森林経営管理法 10 条及び 24 条は、不明森林共有者や不明森林所有者の探索について、「相当な努力が払われたものとして政令で定める方法により」市町村が探索を行うものとしている。その中身については、政令及び規則に記載しているので、その通り実行するわけであろうが、具体的には大変な作業である。

出発点は不動産登記簿謄本を取り、登記簿上の所有者の住所氏名を調査する。個人の場合、明治期の登記のままであることもままある。相続調査をしなければならない。閉鎖されている関係の戸籍簿（原戸籍）を取りそろえ、解明する。私の事務所では、ベテランの事務員が担当しているが、法律事務所でも、司法書士に依頼しているところもある。戸籍簿の解明に加え、戦前の家督相続と戦後の均分相続が絡み合う。その他、遺産分割協議の存否も調査しなければならない。調査の結果、相続人の人数が数十人になることもある。市町村は難しいケースについては、司法書士に調査を依頼するほうが良いであろう。

法人の場合は、清算済みになっているケースやみなし解散になっているケースが難しい。商業登記簿謄本上の清算人の記載で、解決することは難しい。最終的には、裁判所の関与により、代表者を作り出さなければならないことが多いであろう。こうした難しいケースについては弁護

士に依頼することになるであろう。

## 境界不明の対処方法

現在、日本国内で林業が衰退するとともに、山林の境界が不明になってしまっていることが多い。

山林の境界を直接に表すものは、古くは先祖からの伝承（地元の伝承を含む。）、近くは購入に当たっての前所有者の指示である。

これらが無いか信用できないときに検討すべき資料は、地形、森林簿の記載、地図、面積、林相、占有経過である。

京都北部（花脊、広河原、久多、美山町）においては、山林1筆ごとの面積が大きいケースが多い。これらの筆界は、谷及び尾根により割かれていることがほとんどである。これらの縦方向の位置は比較的わかりやすい。ただし谷境界については、大水などで、数メートル幅で異動することがあるので注意を要する。

中腹に横の筆界がある場合は、判断は難しい。この場合は別途の検討が必要である。

森林簿は、森林法の定めにより、都道府県が作成管理するもので、すべての山林について、地番、所有者、人工林・天然林の種別、林種、林齢、面積、蓄積施業履歴などが記載されることとなっている。こうした記載事項は、それが正確なもので信頼できるなら、現地と照合することにより、境界確定の有力な資料となるはずである。しかし、その記入や訂正は伐採届が提出されたり、造林補助金の申請・交付がなされたときにのみ行われている実情のようである。伐採届出では、法律では義務付

けられているが、現実には届出の行われなかった場合も少なくなく、その場合には森林簿には記載されているのに、現地には存在しないこととなる。また、山林所有者が林業から離れてしまっている現在においては、山林所有者からの訂正申出など期待できない。そうした結果、森林簿の記載の信用性は、少なくとも京都府北部の山林については正確とは言いがたい。

資料としての地図には、国土地理院の発行する地図と森林法の規定に基づいて京都府が森林簿とセットにして作成している森林計画図（施業図）が参考になる。40年ほど前までには、施業図上に等高線が入っていなかったが、それ以降は等高線が入るようになったので、尾根や谷の位置を判定しやすくなった。施業図には、森林簿の情報を記入するので地番、筆界線が記入されている。通常、この筆界線は、境界の判定に重要な役割を果たすのであるが、以前に裁判で証拠として提出され、線の根拠が問題となり、国は、地元精通者からの聞き取りなどを根拠として記入していると説明し、以後、裁判の資料とはならないものと注記するようになっていく。現実に、誤りも多く、谷口の所有山林においても、境界が一谷ずれて記載されていることもあった。国土地理院の作成する地図は広い範囲の位置関係や地形の判断に役立つ。

現在法務局に備えられている公図は、山林の位置関係の判断以外には、ほとんど参考にならない。

面積を記載する資料としては、土地登記簿と京都府が作成管理する森林簿上の記載がある。登記簿記載の公簿面積は実測面積とは一致しない。通常、実測面積は、公簿面積を大きく上回る。奥地に行くほどその乖離は大きくなる。谷口の所有山林においても2倍から5倍の出目率がある。

森林簿に記載されている面積は、航空写真に基づいて作成された施業図上に記載された地番部分の面積を計算して記載しているものである。で実測面積に近いものである。

面積は、隣接する複数の山林の相互関係を判断するときの参考になる。

山林所有者が植林する場合は、自己の山林であることを明示することを目的として境界に沿って植林することが多い。従って、隣地所有者との境界を林相の相違が表していることが多い。

占有経過の主張により境界の主張をすることも多い。法律的には、時効取得の根拠であるが、林業の世界においては、所有権と境界とは、同じ意味合いを持っているとって差し支えない。

以上の諸点を総合して境界を判定することになるが、林業が衰退して、関係者が山林に入ることがなくなってしまった現状では、非常に困難な作業になってしまっている。こうした困難さは今後益々難問となっていくことが懸念される。

## 林業は滅びる

---

平成 14 年 4 月起稿

NHK の朝のドラマ「ほんまもん」が、3 月 30 日最終回を迎えた。主人公木葉の夫松岡は、林業を嗣ぎ、熊野の森を守りたいと、その希望と決意を述べた。ところで、ドラマの中で、熊野の林業経営の大変さが繰り返し紹介されていた。そこで紹介されていたことは、単なるドラマの中だけのことではなく、日本全国の林家が抱えている現実なのである。作者は、きっと林業に何らかの関わりと、思い入れをもっているに違いないと、共感を抱きつつテレビを見終えた。

しかし、現実には、もっと、もっと厳しく、林業でこれからの生計を立てることは、到底不可能であるといわなくてはならない。このままでは、日本の林業は、滅び去らざるを得ないと考える。松岡が、林業を嗣ぐということなど、絵空事にすぎない。日本の国民は、このことの深刻さと重大さを、真剣に考えているのであろうか。

2002 年 4 月 1 日の朝日新聞朝刊の報じるところによると、同社の世論調査では、地球温暖化問題を身近に感じる人が 7 割に上ったとのことである。この人たちに、林業が滅ぶことの意味を理解してほしいのである。林業は滅びる。いや、すでに滅びているのかもしれない。

私は、京都において、弁護士を生業としているが、30 年あまり前に、知人に薦められ、京都花脊の山林を購入したことがきっかけで、林業の虜になり、所有山林も次第に増やしつつ、今日に至った。農業、林業といった土や植物との関わりは、私の最大の楽しみであるので、私自身にとっては、悔いのないことであるが、この間の経緯を見るにつけ、林家

の現状は、まことに悲惨である。

林業は、すでに滅びているのかもしれないと書いた。しかし、林家は、まだ死にきっているわけではない。先祖が金と労力をかけて蓄積した立木を伐って食いつないでいるからである。しかし、投資と労働に見合った収益を生み出す「業」としては、全く成り立っていない。伐り後に植林をして、循環型の林業を維持する余裕はない。伐り後は、放置され、山は荒れる。林業の営みは、急速に、かつ、確実に、滅びつつある。

林業の現実が悲惨であるといっても、一般の人には、理解してもらえないであろう。林業関係者でない人に、山で60年育てた杉の木が1本いくらぐらいすと思いますかと聞いて、正解に近い答えに接することは、まず無い。だいたい十倍程度の金額の答えが返ってくる。

傾斜地の山を伐り開き、トンガと呼ばれる鍬で穴を掘り、そこに2～3年畑で育てた杉の苗木を植え付け、倒伏を防ぐために支柱を立てこれに苗木をくくりつける。これが植林作業であり、主に春の仕事である。

春に植林を終えた林地には、夏にむかい、夏草や雑木の切り後から枝葉がどんだんのびてくる。そのまま放置すると、苗木がすっかり覆われてしまい、成長が阻害されたり、悪くすると、枯れてしまう。そこで、草刈り機や鎌でこれらを刈り払う。下刈り作業である。夏の炎天下での下刈り作業は、大変な重労働である。3年目までぐらいは、年2回行うことが好ましい。その後は、10年目ぐらいまで年1回または2年に1回作業をして下刈りを終える。そのころになると、苗木が成長して林地を覆い、下草が生えなくなる。

花脊地方は、多雪地帯なので、春には、苗木は、雪の重みで倒れてし

まっている。これを起こす作業（雪起こし）が必要である。蔓が巻き付けば、蔓伐り、雑木がはえ込めば除伐、こうした作業を繰り返し、杉の木を山で育てていく。

苗木は、10,000 m<sup>2</sup>の林地に約3,000本（3.3平米あたり1本）植え付ける。木が生長するに従って、除伐、間伐を繰り返し適正な生立本数に調整する。この作業を怠ると、健全な山林は育たない。60年生だと、10,000 m<sup>2</sup>の杉の山林に700本から1,000本程度の杉が残っていることになる。

間伐で伐られた木（間伐木）は、以前は、一応そこそこの収入源となっていたとのことである。私の経験でも、十数年前までは、20数年生の植林を間伐して木材市場に出した際、間伐作業費、出材費用、トラック運賃を差し引いてもわずかながらの剰余金があったことを覚えている。ところが、現在では、木材価格の下落及び諸経費の高騰のため、40年生以下の植林の間伐では、木材市場に出しても赤字になってしまう。勢い、間伐は怠られ、山は、放置されることになる。日本の植林地が荒廃するのは、必然的ともいえる構造になってしまっているのである。

こうして育てられた60年生の杉の木は、胸高直径約30センチ、樹高約20メートルの大木に育っている。植林地の中に入り、杉のそびえ立つ様子を眺めると、とても爽快である。この山は、炭酸ガスを盛んに吸収し、水源を涵養し日本の環境保全のお役に立っている。（ちなみに、水源涵養の面では、杉は、ブナに及ばないが、炭酸ガス吸収の面では、ブナよりずっと優秀である。）

この杉を材木にすると、材積約1立米である。このところの木材市場の相場は、杉の値下がり著しく、1立米あたり12,000円もしたら上出来の方なのである。しかも伐採して、木材市場に出す経費が1立米あた

り約 12,000 円前後かかる。つまり前記の通り苦労して、60 年間杉の木を育て、ようやく収穫したとしても、今では、全く収入にならない。林家が自分で作業した場合に、労務賃金相当分が残るだけである。林業が、業としての体裁をなしていないことを納得していただけることと思う。60 年育てる間のコストは、全くまかなえない。つまり、林業では、飯が食えないのである。いくら、植林、造林の補助金を出しても、この構造には、変わらない。

約 30 年前、植林、保育に携わる林業労働者の日当賃金は、3,000 円ぐらいであったと思う。そのころの木材価格は、現在の 2 倍ぐらいであったと思う。現在は、日当は、3～4 倍くらいになり、木材価格は、半分になっている。山主である親方は、損をして木を切っている。儲からないのだから、賃金も上げようがない。賃金が 3～4 倍くらいになったと書いたが、植木屋さんの日当に比べると、遙かに低い額である。30 年前は、林業も、業として成り立っていたが、今は、全く成り立たない。

こんな状況で、若者が、林業に携わるはずがない。林業労働者は、どんどん高齢化し、数が減っていく。私のところは、ずっと、地元の人に、継続的に仕事をしてもらってきたが、保育の従事者がいなくなることを見越して、14 年程前に、毎年行ってきた新植を打ち切った。その後も、下刈り、枝打ち、除伐と、保育作業に働いてもらったが、今年ついに、最後の常雇いのおじさんが引退された。彼は、今年 77 歳になる。彼までにも、何人もの人が、高齢化し、あるいは死亡して仕事を辞めていったが、全員高齢者雇用である。

従事者のいないところに業が成り立つことなどあり得ない。従事者の面からも林業は、滅びんとしている。業として成り立たないのは、川上の山林所有者だけでなく、国産材を扱う木材市場、製材所、在来工法に

よる日本家屋を建築する工務店などに軒並み及んでいっている。この関連の文化が、滅びようとしているのかもしれない。

林業は減んでもよいのであろうか。過去の一時期には、一部の林業に、パルプ材の生産などで広葉樹林を一斉皆伐し、伐り後を放置し山を荒廃させたことがあり、環境破壊の元凶のように言われたことがある。しかし、そのような林業は論外として、今私たちが志向している循環型の林業は、環境保護に有益な営みである。だいいち、山の環境を、専門家として守り、育てることのできるのは、林業者をおいて他にない。

水源の涵養、水害の防止、二酸化炭素の吸収、河川・海浜の植物・魚類の保護、国民のリクレーションの場の提供等々、最近では、森林の多面的機能が強調されている。それは、結構なことであるが、あくまでもそれらは、正常な林業と、林業の守り手がいてはじめて成り立つことである。日本の国として、健全な林業をなんとしても守り育てなければならぬと思う。

平成 14 年 3 月 19 日、政府は、地球温暖化対策推進大綱の改訂版を発表した。

1990 年比 6%の温暖化ガス削減約束を達成するための具体的対策例としてあげられている方策は、①エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、±0.0%②非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素-0.5%③革新的技術開発及び国民各界各階層のさらなる地球温暖化防止活動の推進-2%④代替フロン等 3 ガス (HFC、PFC、SF6) +2%⑤吸収量の確保-3.9%

これが、対策の目標である。実に、3分の2を占めるのが、吸収量の

確保という表現で表されている。そのほぼ 100%が、森林の二酸化炭素の吸収作用にあると思われる。

対策の内容としては、「植栽、下刈、間伐等の健全な森林の整備、木材・木質バイオマス利用の促進、都市緑化等の推進」(概要)と書かれている。大網本文の中では、「現状程度の水準で森林整備、木材供給、利用等が推移した場合は、確保できる吸収量は対基準年排出量比 3.9%を大幅に下回る恐れがある。」とわざわざことわられている。

森林の二酸化炭素吸収作用が期待されていること、対策が強力に推進されなければならないと考えられていることはわかった。しかし、これを書いている人が、どのような具体的見通しをもって書いているのかさっぱりわからない。本当に全国の林業の現実を認識した上で書いているのであろうか。私には、机の上の空虚な作文に過ぎないように思えてならない。

どうすれば林業を再生させることができるか。

林業再生の中核事項は、生産する材木が、生産に要する費用を超える価格で販売され、その収入により、林家が生活できるようにすることである。

日本の森林は、戦後の木材需要に対応することができなかった。そこで、政府は、昭和 25 年頃からかと思われるが、緑の週間、全国植樹祭等のキャンペーンを張り、植林を強力的に推進した。その中心樹種が杉である。

しかし、植林した「小さな杉の子が、成長して、お国のお役に立つ」

までには、40年以上の歳月が必要である。当座の需要にこたえることができない。そこで我が国は、国産材が育つまでの間、外材輸入に頼ることになった。

昭和25年に植林した杉は、そろそろ一人前の材木だ。戦後植林のピーク、昭和35年植林の杉でもそろそろ材木になる。何年か前に、「現代林業」などの林業雑誌に国産時代の到来といった活字が踊っていた。その後、時日は流れたが、いっこうに国産材に日の当たる気配が観られない。それどころか、国産材は、ますます不景気な様相を呈している。

原因ははっきりしている。建築用材として、杉を使う率が、格段に落ちている。杉を使わないから、杉が売れないのだ。昔の日本家屋を思い出してほしい。柱、屋根の下地、天井、床板、壁面、塀、等々、至る所に杉が使われていた。ところが、今の建物では、これがほとんど使われていない。ベニヤ板、新建材、等にとって代わられてしまっている。長い間、外材に依存している間に、それような建築方式が定着し、それ以外のことが出来なくなってしまうのである。つまり、一時つなぎのつもりで、外材に依存していたところ、木材生産には、あまりにも長い期間を要するため、その間に、杉を利用する環境が、根こそぎ消えてしまったのである。いわば、ひさしを貸して、母屋を取られた状態である。

林業者からみると、国は、将来の夢をかき立て、林業者に盛んに植林とその世話をさせた。ようやく商品として売れるようになったと思ったら、売る場所がない。国は、産みっぱなしで、後は、林業者をのたれ死にさせるつもりなのかと言いたい。

杉はよい木である。素直であるし、細工もしよい。日本古来の実績が

ある。外材にその地位を奪われてしまわなければならないような情けない材質ではないはずである。日本国民全体で、杉の復権をはかるべきである。

そうすることが、日本の国土、環境を保全し、ひいては、地球環境を保全することにつながる。

どうすれば、外材に奪われてしまった母屋を取り返し、杉の復権をはかることが出来るのか。

少し乱暴な議論になるが、ひとまず外材の輸入を制限して、ともかく循環的に供給することが出来るようになった国産材を優先的に利用する体制を整えることである。母屋を取戻し、不足する部分について、外材輸入に頼るという体制にするほかないのではなからうか。

自由貿易体制のもとで、そのようなことが出来るはずがないという反論が予想される。その通りである。しかし、それでは、林業をつぶして、国土が守れるのか。どちらがより守らなければならない優先的事項なのかという選択の問題である。

私は、外材輸入を止めてでも、日本の森林と、それによって守られる良好な環境を保全すべきだと考える。広い範囲の国民に実状を理解してもらい、国民的課題として、真剣に取り組んでもらいたいのである。手遅れになるまでに、わずかな時間しか残されていないとの危機感を抱いている。

## 林業政策への提言

---

令和2年8月起稿

私は、約20年前に、「林業は滅びる」と題する一文を発表し、危機感を訴えた。林業で生計を維持できないのでは、林業が滅びることは当然の帰結だ。残された時間はわずかだと叫んだ。

その約10年後に、「森林林業再生プラン」が登場した。事業を機械化、大規模化し、林業の収益性を大きくすることによって林業を再生しようとするものであった。しかしながら、遅すぎた。この10年間で中小の林家は、そのほとんどが廃業してしまっていた。また、再生プランによっても、林業の採算性は生業として成り立つものではない。森林組合に施業委託することがあっても林業収入は無いに等しく、林家の林業を復活させるものではない。規模の大型化を進めるための補助金として構成したため、中小の林家が単独で利用するのが困難な制度となっている。そのため、林家復活のインセンティブとはならず、かえって、中小林家を切り捨てるものとなってしまった。森林林業再生プランでは、廃業した山林所有者を林業に引き込むことはできなかったのである。

そこで登場したのが、今回の「森林経営管理法」である。この法律は、廃業した山林所有者を確定的に林業から排除しようとするものである。

この法律は、制度的にもいろんな疑問点があり機能しないだろうと予測している。市町村が、経営管理集積計画を大きく立てたとしても、マンパワーが不足するままでこれを捌ききることは困難であろう。林家の復活を妨げるというデメリットだけが残るであろう。

林業再生にとって、一番の難問は、林業従事者が、決定的に不足していることである。その要因は、林家の消滅である。林業関係従事者の給源は、林家である。林家の消滅が、林業従事者の不足に直結している。林業大学校で生み出される数字などでカバーできる規模ではない。林業で生計を維持できるように制度を構築して、林家の復活を図って初めて林業の再生が叶うものと考えている。林家の復活無くして、いかに造林補助金の工夫をしても、もはや役には立たない。

林家復活のためにどのような施策があり得るのであろうか。

森林経営管理法で市町村が委託を受けた山林のうち、林業に不向きとして市町村が直接施業する山林は、公有林として買収すべきである。代金は、相続税評価基準によれば良い。現時点の山林所有者の状況を見れば、買収はスムーズに進むであろう。その上で市町村が費用を負担して管理すべきである。森林経営管理法に規定するままでは、訳がわからない。

森林経営管理法には、この管理費用を誰が負担するのか書いていない。常識的には、委託者の負担である。しかし費用負担をして不採算な山の管理を市町村に委託する者は皆無であろう。国は、森林環境税を財源として市町村の負担で行うことを予定しているものと思われる。

市町村は、受託期間その山を管理し、期間終了時にその成果を付けて山林を所有者に引き渡す。その後、所有者は、従前に異なること無く放置することになることは目に見えている。多少の期間山林に人為を加え、後を放置したのでは、元の木阿弥になってしまうだろう。自然環境はそんなに甘いものではない。

民間事業者に再委託する山林については、山林所有者の立木の処分代金で事業を行う仕組みになっている。すなわち山林所有者の負担により業務を行うことになっている。再委託先が決定するまでの間は、市町村が業務を行うことになっている。この負担は市町村が持つのであろうか？

市町村が委託を受けた山林を有料と無料に振り分けることがそんなに簡単なことでは無いであろう。この振り分けによって、委託事業が、有償になったり、無償になったりすることには、どうにも納得がいかない。

民間事業者に再委託されるケースについても、現時点で山林所有者への支払いは、ほとんど予測できない。60年生植林の山林を委託したとして推測すると、無償で15年先に15年生の山に振り替えるだけである。このような馬鹿をする山林所有者がいるのであろうか。まるで詐欺のような制度である。

林家を復活させるには、林家として、所有山林を適正に管理すれば、生業として適正な収入が得られるようにすることが必須の要件である。

国の林政の現状は、欧州の林業を手本に、事業を行う仕組みを機械化、大規模化することにより、収益性をあげようとするだけである。これだけでは絶対に無理である。国は、国有林の経営管理をしているのだから、その収支を分析すれば、簡単にわかることだと思う。

私は、山林所有者がその所有する山林を適正に管理した場合には、国が、公益的機能を果たした対価として、適正な金額を支払う（交付）する制度を創設すべきだと考える。

CO2対策について考えてみよう。国は、排出企業に対しては、キャップアンドトレードという理屈で排出削減分を商品化することを認めている。これに対し、森林を適正に管理することにより、ずぶにCO2を削減している山林所有者に対しては、何の手当も講じていない。国のただ取りである。国有林に対しては、実質的に支払っているではないか。林家に対して支払って悪いわけがない。森林環境税の使途としても適正ではなかろうか。

この交付金と、林業所得の合計で生業として成り立つようにして、林家の復活を図るという試みを是非してもらいたい。

これが実現すれば、森林経営管理法による民間事業者に再委託される所有者に対してもこの交付金を受け取れることになり、委託のメリットも生じることとなる。

